



行政・NPO協働事業助成から 見えてきたもの



「平成16年度コラボメッセにおけるNPOの行政へのプレゼンテーションの様子」

少子・高齢化の進行とともに、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化しています。都市化による生活環境の悪化やゴミ処理、雇用・失業問題、乳幼児や児童の虐待、不登校やいじめの問題など、様々な社会的要因が複合的に重なり、生活基盤が不安定になっています。

一方で、森林破壊や河川の汚染が進み、台風や地震による大災害が多く発生するなど、自然環境そのものに大きな歪が生じていることも確かです。

こうした複雑多岐にわたる課題に柔軟に対応するためには、行政や企業セクターだけでは解決が難しく、21世紀の豊かな市民社会を築く原動力としてNPOへの期待が高まっています。

そのため、ひょうごボランティアプラザでは、行政とNPOが協働して、地域の課題解決や活性化に向けて取り組む「行政・NPO協働事業助成」を平成14年度からオリジナルな助成プログラムとして実施しています。今年度は3年目を迎え、その成果が問われる時期です。

そこで、これまでの経過を通して見えてきたものをまとめてみました。

Contents

- P.1-4 特集 行政・NPO協働事業助成から見えてきたもの
- P.5 ひょうご発!中間支援組織事情「ひょうごセルフヘルプ支援センター」
- P.6-7 国連防災世界会議パブリックフォーラム
「神戸からの発信～今問われる専門性」速報レポート
- P.8 プラザ通信

行政・NPO協働事業助成から 見えてきたもの

1 制度のはじまり

平成14年6月に当プラザがオープンしましたが、NPOと行政の協働の促進は当初から重要な課題でした。

問題は、NPOには行政との協働事業のアイデアがあってもどのように担当部局に持ち掛けていけばいいのかわからない、逆に行政側もNPOを新たな「公」の担い手と認識しつつも、接点がないために協働の機会がないという状況でした。

そこで、プラザではNPOと行政が協働して事業を展開する場合、必要な資金を助成する仕組みとして「行政・NPO協働事業助成」を提案しました。実は、民間企業が県に企画書を持ち込む場合、その費用は自己負担が普通です。このため、無形のアイデアに助成することについて県庁内でも議論がありました。何度かトップと膝詰め談判した末、他に例のないこの制度が陽の目を見ることになりました。

2 制度の概要

この助成は、地域の課題解決や活性化を行政とNPOの協働によって推進する

ため、第1年次にNPOが事業企画を提案し、第2年次に行政と協力して事業化計画の立案にあたり、第3年次に事業を軌道にのせる3段階の助成プログラムです(表1参照)。

3 制度のポイント

(1) 兵庫県又は県内市町を協働の相手方として想定すること

この制度はタイトルにあるように「行政」、この場合は県内の自治体と協働して実施できる事業でなければなりません。仮に協働の実施主体が外郭(関係)団体であったとしても、その団体を所管する兵庫県又は市町を協働の相手方として協議することになります。

(2) NPO法人又はNPO法人に準ずる団体が申請者であること

助成金の申請を行うことができるのは「NPO法人又はNPO法人に準ずる団体」であることとしています。継続

して行政と事業を行う以上、組織として安定していることや、アカウンタビリティ(説明責任)が求められるのは当然であり、法人格のない団体でもNPO法人に準拠した公開性、透明性を備えていることが必要です。法人でないという理由で選に漏れた団体はありませんが、これまで採択された34団体のうち法人格を持たないのは8団体だけです。

(3) オリジナルティ溢れる未実施の事業であること

NPOと行政が協働して実施することが可能な事業でも、既に他で実施されているもの、既存施策をNPOに新規委託するものなどは、いくら内容が実現性に富んでいても不採択になることがあります。新しい社会的ニーズに積極的に取り組む行政・NPO両者の意欲が、この助成事業の鍵になるものと思われま

表1 制度の仕組み

申請	第1次選考(書類選考)及び第2次選考(公開プレゼンテーション)
第1年次	～NPOによる事業の企画提案書の作成～ ⇒ NPOのミッションに基づき、地域の課題解決や活性化を目的とした事業について、客観的データ(アンケート、学識者意見等)等により重要性や必要性を示し、いつ誰が何をどうするのか等を明確にした基本構想を企画提案書として作成 協働の相手方と想定する行政部局に対し、説明 助成金額:30万円以内 コラボッセ(公開発表会) 第1年次の企画提案活動を、協働の相手方を含めた関係機関や県民の方に向けて報告(発表)
第2年次	～NPOによる事業化計画書の作成～ ⇒ 第1年次で作成した企画提案書をもとに、行政のアドバイス等協力を得て、より具体的な事業化計画書(実施計画)を作成 この時期は、特にNPOから積極的に協働の相手方と想定する行政部局との協力体制をとり、お互いを尊重しながら話を進めていく 助成金額:60万円以内 行政の協働の意思を踏まえて提出された事業化計画書をもとに選考
第3年次	～NPOと行政による協働事業実施～ ⇒ 第2年次で作成した事業化計画書をもとに行政との協働による事業を実施 助成金額:100万円以内

助成金額及び助成対象経費

区分	第1年次	第2年次	第3年次
助成金額	30万円以内	60万円以内	100万円以内
助成対象経費	一般管理費(事務用品費、通信費、会議開催費、コピー代等で、合計額が10万円以内の場合は、領収書の提出は不要)	特別調査研究費(ワークショップの開催、専門家等への意見聴取、アンケート調査、先進事例の視察等に要する経費で、全て領収書の提出が必要)	一般管理費(同左) 特別事業経費(協働事業を実施する上で、個別、固有に必要となる経費で全て領収書の提出が必要)

※ 第1年次及び第2年次は、構成員の件数(給与、謝金等名称の如何を問わない)、事務所の賃借料・光熱水費、備品、構成員の飲食・交際費的な経費は助成対象外
※ 第2年次の段階で、提案の熟度が高く、協働事業のパートナーが確定したものである場合は、第2年次に100万円以内の助成を行う場合あり

4 この制度から見えてきたもの

(1) 制度を十分に理解すること

従来、NPOが受けてきた助成は単年度かぎりか、反復型のどちらかでした。今回のように、複数年度にまたがり、しかも助成内容が進化する制度はあまり例がありません。そのため、初年度から事業実施予算を計上するとか、行政に対して場所の提供とか広報への協力など協働以前の役割しか求めない提案も少なくありません。

もともと、この制度はNPOが行政と協議を重ねながら今までにない事業に取り組むことを支援するものであり、単年度の事業助成ではありません。しかしながら、多くの助成財団等が単年度ベースで助成していることから、この制度も同様に既存事業の財源不足を補うためのものと勘違いをされている場合が見受けられました。

また、「行政との協働」がポイントであるにもかかわらず、行政にとってなにかプラスなのか十分に説明できないケースや、NPOが単独で実施すれば済む事業を申請するケースもありました。

さらに、この制度では協働にふさわしい行政側の事業参加があることが要件となります。例えば、事業の共催、事業推進のための企画運営会議や運営委員会への行政職員の参画、行政による関係機関や住民との調整活動など、当該協働事業を進める上で、行政が対等な関係で応分の負担がされていることが重要です。

(2) NPOの行政への理解不足

今年度の国民生活白書はNPOを特集していますが、そのなかで都道府県とNPOが何を求めているか調べた結果が紹介されています。例えば都道府県の78%が「団体の組織能力の向上」を望んでいるのに対し、NPO側は半数以下の37%にとどまります。また「行政の制度やルールについての理解」では、都道府県の52%が望んでいるのに対し、NPO側はわずか15%に過ぎません。

このように行政はNPOに対し、まずパートナーとしての事業推進能力を重視し、さらに自分たちの仕事の進め方についての理解を求めています。こうした行政の要望は、必ずしもNPOに伝わっていないようです。

儲かりそうになくともどうしてもこのニーズに応えたい、事業を実現したいという場合に機能するのがNPOであり、その意味では営利を目的としない行政とは一種通じるところがあります。しかし、決定的に違うところは、NPOは事業収入や寄付で事業を展開する「民営」の非営利組織であるのに対し、行政は企業や住民からの税金によって仕事を行っているという点です。

このため、NPOはある程度臨機応変に迅速に活動することができず、議会で決められた予算を忠実に執行する義務のある行政の場合は、所定の手続きを踏まない限り新しい施策に取り組むことはできません。

行政・NPO協働事業助成(平成14年度～16年度分)採択団体・事業一覧

14年度第3次	海外災害援助市民センター	日本語翻訳による海外の災害情報発信及び学校教育における総合学習等の副読本づくり
	神戸まちづくり研究所	「ひょうご、まちづくりプラットフォーム」展開事業
	シンフォニー	中高年人材マッチングシステム構築事業(NPO人材交流・マッチング事業)
	宝塚NPOセンター	社会的起業家・インキュベーション・センター
	ツール・ド・コミュニケーション	多文化コンテンツクリエイター育成活動
15年度第2年次	日本災害救援ボランティアネットワーク	地域防災力アップ 人材育成プログラム
	兵庫県腎友会	「いのち」の架け橋」発行事業
	コムサロン21	NPO支援 地域ミニプラザ 協働運営システムの構築
	兵庫県難聴者福祉協会	パソコン要約筆記者養成事業
	アルファグリーンネット	兵庫県全県下オープンガーデン化推進プロジェクト
	NPOひょうご農業クラブ	よりあいクラブ明舞(食をとおしてコミュニティづくり事業)
	神戸骨髓献血の和を広げる会	「命のかがやき」サポート事業～骨髓バンクドナー登録者倍増をめざして～
	神戸まちづくり研究所	新たな生活様式実現を柱とする多自然居住推進事業
	こみこみドットコム	障害児教育支援のためのマルチメディア教材作成事業
	支援の会ひまわり	老人保健施設、特別養護老人ホーム入所の身障者通院支援
16年度第1年次	多言語センターFACIL	兵庫県内の医療通訳システム構築
	姫路市介護サービス第三者評価機構	介護サービスの質的向上を目的とした従事者研修事業
	兵庫県移送サービスネットワーク	移送サービス調査及び「兵庫県福祉移送に関する関係者懇談会」設置事業
	兵庫日本語ボランティアネットワーク	外国から来た年少者への学習支援システムの創生
	ひょうご被害者支援センター	早期危機介入に対する準備に関する調査・研究
	福祉支援センターアグリネット	明舞団地の見守り活動事業
	アマモ種子バンク	市民によるアマモ場造成事業
	コムサロン21	道路植栽管理におけるアドプトプログラムサポート事業
	兵庫県子ども文化振興協会	ママ・パパライン「ひとりで悩まないで!」子育て支援事業
	あかりの街ひめじ	環境対応型公共屋外照明の設置要項の作成

表2

また、行政の場合、高齢者・児童に関しては福祉部局、大気や水質問題は環境部局、外国人に係わることは国際部局、教育については教育委員会など、組織が縦割りになっており、ほとんどの場合、その部局の中だけで事業の予算化がなされ、事業が完結する仕組みになっていません。ですから、部局をまたがるような社会問題についての素早い対応が難しいのが現状です。

こうした仕組みをNPOが理解して活

動することが大切です。行政も柔軟で機敏な対応が必要なことは十分に認識してはいますが、行政組織の運営は簡単に変えることができないのが現状です。当面の問題解決のために、どのような協働が可能なかを、行政と一緒に模索していくことが重要であり、そのため足繁く担当課に通い説得する努力が望まれます。

(3) 行政のNPOへの理解不足

一方、行政においても、「県民の参画と協働の推進に関する条例」(平成14年兵庫県条例第57号)に基づき、「県民」と一緒に住みやすくなるため、知恵や力を出し合って、様々な地域づくりに取り組んでいくことが求められています。

この条例でいう「県民」とは、県民一人ひとりはもちろん、自治会、婦人会等の地縁団体、NPO等のボランティア団体が含まれるので、NPOの提案について話を聴く姿勢が大切です。

ここで鍵となるのは、「NPO」とは何かを十分に理解することです。地縁団体はその性格上、行政との協力が不可欠ですが、NPOは本来、行政とは一線を画した独立の組織で、協働で事業を実施する場合も対等の関係にあります。地域のこととはわれわれに任せてという姿勢を改めない限り、NPOとの協働は期待できません。やりたくても、行政にはうまく

対応できない問題があることを率直に認めた上で、NPOとの協働で何ができるか知恵をしぼることが重要です。

この助成制度を始めて3年目になりませんが、まだまだNPOからの提案というだけで身構える部局があります。また、NPOと企業を同列に扱い、一方的に契約書や仕様書を押し付ける例もあります。NPOは安上がりな行政の下請けではありません。行政担当者も家に帰れば一人の市民のほすです。市民の目線で考える、これがNPOの原点であることを改めて強調したいと思います。

(4) 熱意ある積極的な行動が重要

ほとんどのNPOは事業収入が少なく、寄付にも多くを期待できないのが現状です。その原因はいくつもあります。しばしばNPOのマネジメント資源や知名度・信頼性の不足が指摘されています。公的中間支援組織として、ブラザーこうした課題に取り組むのが使命であり、個々の事業への助成は行政や民間に委ねています。そのため、今回も事業実施経費ではなく、「行政への企画提案書(第2年次は事業化計画書)」を作成するのに要する調査・研究費及び行政との協議に係る費用を助成することになっています。

しかし、ほとんどのNPOが行政と積極的に協議を持たず、趣旨の説明にっただけというのが現状です。

行政の担当職員は多くの業務に追われ

て多忙です。NPOが企画した事業がどれほど重要で、どれほど緊急性があるかは、説得力のある資料をもって、効率的に説明する必要があります。最初の接触で反応が悪かったからといって、行政が協議を拒否したわけではありません。足繁く担当課を訪れる熱意を示せば、対応も違うものになってくるはず。行政担当者も普通、経験から熱意と頻度は比例していると信じています。提案する側が、まず熱意を示すことが重要でしょう。

(5) 不採択団体への通知

不採択になった団体には、委員長名で選考経過と問題になった点をお知らせしています。また、団体からの要望に応じてプログラムオフィサーを派遣するなど提案の改善をお手伝いする仕組みがあります。このため、再度申請された団体の採択率は極めて高くなっています。また、若干の手直しがあれば採択できる提案については保留という制度を設け、選考委員会から指摘のあった箇所が修正された場合、保留を解除することになっています。営利企業にたいするこうした措置は不公平の基ですが、この協働事業の最終受益者は県民であるとの観点から、従来の助成金選考の枠を越えた運用を目指しています。

5 今後に向けて

兵庫県では「県民の参画と協働の推進に関する条例」が施行され、県民と県民のパートナーシップ、県民と行政のパートナーシップの実現に向けて活発な活動が展開されています。今後は行政とNPOの協働だけでなく、NPOと地縁組織、地縁組織と行政など、様々な形の協働が成立することにより、よりよいまちづくり、地域づくりが実現されていくでしょう。



ひょうご発! 中間支援組織事情

このコーナーでは、県内の中間支援組織の取り組みを、設立の背景や支援対象に焦点をあててご紹介します。今回は、セルフヘルプグループという分野を特定して活動を行っている「特定非営利活動法人 ひょうごセルフヘルプ支援センター」取材しました。

「そこに在る」ことがひとつの支援 特定非営利活動法人ひょうごセルフヘルプ支援センター

セルフヘルプグループとは

「セルフヘルプグループとは、病気、障害等、生活課題を抱える人や、その家族が情報を提供しあい、支えあうグループ」のことです。兵庫県下では、約250ものグループが存在しています。

このセルフヘルプグループを支援する組織として、2000年4月にひょうごセルフヘルプ支援センターが設立されました(法人格取得2002年6月)。セルフヘルプグループを支援する組織は、全国でも数箇所立ち上がってきています。

「そこに在る」 ひとつがひとつの支援

ひょうごセルフヘルプ支援センター(以下「センター」という。)では主要事業として、セルフヘルプグループに関するセミナー開催や名鑑の作成、電話相談やホームページ開設により、生活課題を抱える人に「セルフヘルプグループがある」ことを伝え、センターを介してセルフヘルプグループにつながる事ができるという情報の提供を行っています。その他に、セルフヘルプグループのスタッフ及びリーダー同士が主体的に相互の情報を交換しあう場として研修会の開催を実施するとともに、さらには、グループの設立・運

営の支援を行っています。

このようにセンターは、セルフヘルプグループについての情報を広く県民に提供し、地域社会において生活課題を抱える人と人、人とグループ、そしてグループ同士を結び、まさに「中間」に位置する組織となっています。「生活課題を抱える人にとっては、課題を共有できるグループやセンターという支援機関が在る」ということ自体が、支援のひとつである。」と、中田智恵海代表は語ります。

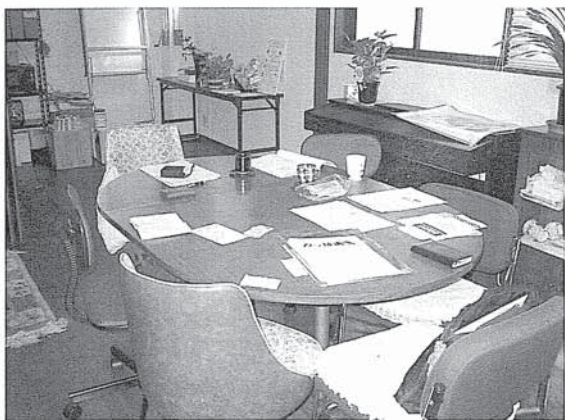
センターとグループの いい関係

支援するセルフヘルプグループは団体ごとに特徴がありますが、あるセルフヘルプグループの代表者は、「センタ

ーにつながることににより、いろいろな人と出会えて、「自分だけが活動しているのではない」と心強かった。」と語っています。一方で中田さんは、「グループを支えるセンターではあるが、逆にグループに支えられており、グループとセンターは、双方の対等な関係である。」と言います。

さらなる理解を求めて

セルフヘルプグループは、平成15年度末に兵庫県が作成した「地域福祉支援計画」において、活動促進に対する支援が明記されていますが、「もっと多くの県民に知ってもらうには、行政に対してより具体的な理解を求め必要がある。」と中田さんは言います。そして、開設した新事務所で「もっと気軽にセルフヘルプグループができて、県民が集まる場ができ、センターに自由に地域の人が出入りできるような場にした。」と中田さんは語ります。新事務所を拠点とし、地域や行政にどうアプローチしていくか、今後の展開に期待します。



特定非営利活動法人 ひょうごセルフヘルプ支援センター

〒658-0022 兵庫県神戸市東灘区深江南町1-8-22-101
TEL 078-452-3082(毎週月曜日 10時~16時)
FAX 078-452-3082
URL <http://www.6ocn.ne.jp/~ksarche/>

「神戸からのメッセージ」今問われる専門性」開催レポート

災害時のボランティアセンターのあり方を探る

災害時、各地からのボランティアによる活動を被災地復興への大きな力としていくためには、調整を図る支援機関であるボランティアセンターのあり方が大きく影響します。

平成17年1月19日、20日の2日間にわたり、災害時のボランティア活動支援をテーマに、「神戸からのメッセージ」今問われる専門性」平成16年度近畿ブロック・ボランティアセンター研修会から近畿ブロック・ボランティアセンター研修会を国連防災世界会議の一つのプログラムとして位置づけるとともに、昨秋の台風23号の総括の意味合いも込めて、開催しました。

「神戸からのメッセージ」今問われる専門性」平成16年度近畿ブロック・ボランティアセンター研修会

日時：平成17年1月19日(水)、20日(木)

場所：神戸商工会議所、ポートピアホール

参加者：近畿府県各社協職員、兵庫県内社協職員、生協組合員など約160人

協賛：社協・生協協働促進会議(生活協同組合コープこうべ、兵庫県社協、神戸市社協で構成)

【基調報告】災害時における

ボランティア活動、活動支援について

コーディネーター

石井 布紀子氏(有)コラボねっと 取締役

パネリスト

渡邊 昌 行氏(全国社会福祉協議会)

前坂 良 彦氏(奈良県社会福祉協議会)

田畑 ゆかり氏(京都府社会福祉協議会)

安田 真 明氏(豊岡市社会福祉協議会)

鮎沢 慎 一氏(生活協同組合コープこうべ)

生活文化、福祉部福祉ボランティア活動担当係長

阪神・淡路大震災以降の10年間、日本海軍油災害、三宅島噴火災害、東海豪雨災害、鳥取県西部地震、宮城県北部連続地震災害等の災害が起こり、様々な団体が災害救援活動を行ってきました。その経験から、行政や社会福祉協議会、NPO等様々な団体の中では、徐々にですが協働して災害ボランティアセンターを設置する体制ができています。昨年の台風23号災害は、京都府や兵庫県をはじめ近畿圏でも多数の被害を出しましたが、被災市町には災害ボランティアセンターが設置され、社会福祉協議会をはじめ多くの団体・個人の活動と他市町からの多くの支援者によって運営されているケースが多数見られました。

この基調報告では、5人のパネリストが各々の立場から今回の台風23号災害の活動をふりかえりつつ災害時のボランティア活動・活動支援について、報告をいただきました。

渡邊氏(全国の支援拠点の立場)

「災害時は究極の福祉活動」という使命感をもつことがまず前提。また、緊急時の連携先だということを前提に、日常的に幅広い柔軟なネットワークの構築が必要。

現場のセンターだけではなく、県域のボランティアセンターもNPO等との連携が必要。その中で、社会福祉協議会は、いかに専門性(福祉支援・災害救援等)を発揮して協働型の災害ボランティアセンターを運営できるかが課題。

当時一日休暇をとり、新潟県にてボランティアとして活動を行ったが、視点がまるで違う。社協職員も自主的なボランティアな実践を!

前坂氏(近畿ブロック社協のとりまとめの立場)

「災害ボランティアセンターは、誰を、何を支援するところか」を明確にしておく必要がある。

台風23号災害では近畿ブロックの災害ボランティア本部設置を行い、情報発信やコーディネーターの派遣(兵庫県へ55名、京都府へ63名を派遣。また各市町社協から両府県に

90名を超えるスタッフを派遣した。)などを行った。近畿ブロック災害ボランティアセンターとして、本当にこのやり方がよかったのか、きめ細かい情報提供をどうするのか、いかに現地から正確な情報を得るかが課題。ふりかえると共に、役割や意義について改めて各社協と共有していきたい。

まずは県域でのネットワークづくりを。

田畑氏(被災市町を支援する立場)

台風23号では、京都府内で7つの市町が災害ボランティアセンターを立ち上げ、府社協でも災害ボランティアセンターを立ち上げた。

現地災害ボランティアセンター立ち上げの課題としては、次のことが挙げられる。

- ・立ち上げ支援時の支援職員派遣のルール化
- ・センターの体制整備時の、資材等の迅速な調達支援や情報提供
- ・センターの運営時のニーズ調査とボランティア調達、バスの受け入れ体制整備、情報提供・広報

・終息時の支援活動のまとめ、課題の抽出、ニーズ再調査の提起や集約 継続的支援へのバックアップ

・マニュアルの具体化が必要。

今回の総括をきちんとしたい。

ボランティア受け入れに抵抗のあるケースがあったが、それは近隣の顔見知りからボランティアの受け入れを後押しされて、やっと受け入れられた。災害時には近隣の結びつきが精神的な支えになるし、外からのボランティアでは出来ないこともある。

近隣のつながりの大切さ、日常的な共に支え合う活動の重要性を感じた。



●安田氏(被災した災害VCの運営の立場)

■ボランティアコーディネーターの重要性は、災害時に大いに発揮されるといえるが、同時に日常の積み上げや社協の専門性が問われ、組織としての決意が必要である。

■多くの支援により災害ボランティアセンターが運営された。外部の経験者を柔軟に受け入れ、かつよく協働して当たることが重要であると感した。

■支援団体はそれぞれ自分の意見や思いをもってやっていく。それを全体会議で共有し、合意した結果をもとに動くことが大切。

■要配慮者への対応を優先としたことは市町社協ならではの対応。

■災害に強いまちはコミュニティが強いまち。社協は、「コミュニティ」づくりを進める必要がある。

●鮎沢氏(市民福祉社会)づくりを推進する立場)

■生協は、住民との信頼関係が非常に強い。災害時には店をあげ、被災地で生活物資を提供するという活動を最優先課題としているため、多くの市町と緊急物資協定を結び、組織的に支援する体制をつくっており、台風23号のときも活かされている。

■生協が、災害時のボランティア支援で頼れるのは社協。特に情報の受発信やネットワークが強みだと感じている。今回も協働でボランティアバスなどを出すことができた。

■社協と生協、NPOやNGOが共に学ぶボランティアコーディネーターの育成にかかるプラットフォームがほしい。

■日常の中で顔の見える関係を築くこと。生協のいいところや社協のいいところを上手く活用しながら、協働を進めたい。

【分科会報告】

第1分科会「ボランティアコーディネーター基礎講座」
講師：大阪ボランティア協会市民エンパワメントセンター
海士 美雪 氏

20名が参加。はじめに、ボランティアコーディネーターの役割や、その前提の1人の人間としての社会的役割等に触れられた後、日常に役立つコーディネーションの実際として、「気持ちを持ち替えて、来訪者と向かい合う」「ていねいな対応をして相手の気持ちをさげない」等のノウハウや、そのコーディネーターを組織的に支える仕組みが必要であることが共有

された。

また、災害時には、これらの基礎的知識や普段の取り組みやこそが、役立つのだということが参加者間で確認された。

第2分科会「被災地におけるボランティア基礎講座」
ファシリテーター J P C o m 代表
桑原 英文 氏

話題提供者 大分県社会福祉協議会
村野 淳子 氏

ひのボランティアネットワーク
山下 弘彦 氏

45名の参加のもと、前半では2名の話題提供者により、災害ボランティアセンターでの活動や、その経験、想いが語られた。

後半では参加者が記した「被災地で行った災害VCでの活動」カードをもとに、災害ボランティアセンターの運営について「ミナムベスト」を根底におきながら、立上、受入、後方支援、終焉の4つに分け意見を共有した。特に終焉期には、災害VCを閉鎖した後の復旧計画をいかに明示できるかが重要であることが確認された。

第3分科会「被災地での活動を支える広域的な支援活動のあり方」
ファシリテーター 時事通信社
中川 和之 氏

話題提供者 宮城県社会福祉協議会
北川 進 氏

奈良県社会福祉協議会
前坂 良彦 氏

豊岡市社会福祉協議会
安田 真明 氏

16名が参加。被災を経験した社協から、それぞれ近畿圏域、県域、地域の支援のレポートに加え、参加者からも被災地支援経験を出し合う機会となった。被災と他地区支援の両方を経験した宮城県からは「災害時には県域から被災地のボランティアセンターに職員が3名入る」等、経験を生かした。また、NPOやJC等他団体との関係づくり・協働支援や、メディアへの対応、現地と広域支援機関間で錯綜する情報をいかに共有するか、など、広域支援に様々な課題

があることも浮き彫りにされてきた。

第4分科会「地域防災力の育み方」
講師 (有)ニラボねっと
石井 布紀子 氏

40名が参加。「災害発生前」、「発生直後」、「復旧期」、「復興期」の4つの時期での行政・社協・NPO・個人などそれぞれの主体の動きを確認し災害のイメージをつかんだ。

参加者の関心から、①「発生直後の救出・救助等の対応力」、②「復旧、復興に向けて」、③「災害時のために日頃から社協が何をするか(災害Vセンター立ち上げに向けて)」をテーマにグループワークを実施し、組織の強み・弱みを分析した。「足りない部分は他から力を借りられるネットワークを広げることが重要」、「発生直後の要援護者の救助や災害VCの立ち上げに関しては訓練が必要だが、防災のために特別なことをするわけではなく日常をきっちりしておけば災害にも対応できる」等が共有された。

【全体会】

・各分科会の報告があり、平常時からの取り組みの大切さや、事前に備えておくことの大切さなどが確認され、この場合は、単に報告を聞くという場ではなく、今日確認できたこと、みえてきたことを共有し、次につなげていくことが大切であることを全員で確認した。

【2日目 創造的的市民社会づくり】
「参考と協働による新しい社会システム」

・ボランティアコーディネーターの役割、新しい市民社会の形成をキーワードに、識者お二人による対談を行った。対談では、震災以前と震災以後のボランティア活動に対する意識の移り変わりや、どうボランティアを支援していくのかを中心に行われた。

2日目は、国連防災世界会議の阪神・淡路大震災総合フォーラム第5セッションとして、兵庫県と共催した。

●対談

アド・デラード氏(国連ボランティア計画事務局長)
今井 鎮雄氏(神戸市社会福祉協議会理事長)
ボランティア活動に関して、それが組織だつていないとか、全然さちんとなされていないと、くじくような

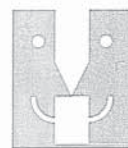


〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-13番F ユニクスビル104号 TEL:078-360-8845 FAX:078-360-8848 URL: <http://www.hyogovolplaza.jp>

- ・ 事をしてはいけません。また、コーディネートできないと攻めてはいけません。それぞれ何らかの形で貢献できるはずであり、行政と市民で相互補完的な役割があるということが理解できたならば、全体的にもっと良い結果になるだろう。
- ・ 日本にいながら、他の諸国のボランティア活動をサポートすることだって、ネットワーキングを通して可能。経験などを諸国の方々、ボランティアの人たちと分かちあえる。
- ・ ボランティアは不可欠であり、例えば防災計画などを作るのであれば、どのようにすれば一番良い形で活動出来るかというのを計画にいられておいていただきたい。人々の経験や知識を最大限に活用していくためには、事前に考えて、計画に盛り込んでおくことが必要になる。
- ・ ボランティア活動は、「お金があるから出来る」、「お金がないから出来ない」というものではない。社会のどのような層の人たちでも出来る活動、どのような分野からでも可能でなくてはならない。誰もがやりたいと思えば参加できるものにする。ボランティア活動を支援促進していく事を考えるならば、活動のための募金や、参加したいと考える人へのちょっとした手当、例えば電車を負担するなども考えられるのでは。
- ・ ボランティアは、自分たちを捧げる無償性にあるといわれるが、それは全額お金を受け取らないということではない。「電車賃はいただくが時間と労力を捧げましょう、或いは知恵だけ差し上げましょう」、「私は1週間に1時間だけ労力を差し上げましょう」と言うように様々なボランティアとしての支えがあると思う。
- ・ 誰にでも出来るボランティアの活動が、世界が平和になるために人と人をどうするかということも動かすようなセクターになってきている事を考えなければいけない。

HYOGO VOLUNTARY PLAZA

プ ラ ザ 通 信



被災地ひょうごから発信!

県民ボランティア活動 標語・写真コンテスト入賞作品決定!

平成17年1月17日をもって、阪神・淡路大震災発生から、ちょうど10年になります。この震災をきっかけに、ボランティア活動の高まりが被災地兵庫県から全国に広がっていきました。

こうしたボランティア活動をさらに広げたい、そして伝え残していきたいという思いを含め、ひょうごボランティアプラザが「ボランティア活動」をテーマに標語と写真を募集したところ、270件の応募があり、入賞作品24点を決定しました。

標語部門 一般の部

- 最優秀** できるコトから できるトコまで
矢坂 里香さん(神戸市)
- 優 秀** 同じ水 同じ空気ですべての あなたも私も地球の子
大西佐由美さん(篠山市)
ボランティア 差し出す手から 伝わる心
植野 豊治さん(篠山市)

標語部門 学生

- 最優秀** “手伝います” その一言から ボランティア
佐伯 卓磨さん(姫路市立飾磨高等学校2年)
- 優 秀** 世界中 みんなの心 バリアなし
中村 祐輝さん(姫路市立飾磨高等学校1年)
ボランティア 笑顔の国への バスポート
山根 菜摘さん(兵庫県立氷上西高等学校3年)

写真部門

最優秀



**「初めての
水害ボランティア」**
友定 鮎さん
(兵庫県立鈴蘭台西高等学校2年)
これは台風で水害にあわれた
洲本市の民家で泥をかき出して
いるところです。
水害のひどさに驚きました。

優 秀



「遊びのひろば ~プレーパーク~」
浅野麻記さん
(夙川学院高等学校2年)
プレーパークという自由に遊ぶことが
できる場で小学生と、秋空の下で楽し
く花一匁をしているところです。

優 秀



「おいしいよ」
大久保義信さん (小野市)
トライやるウィークで食事の介護をして
います。

※各部門佳作入選作品につきましては、当プラザのホームページをご覧ください。

天皇皇后両陛下の御来館

去る1月17日、両陛下には、阪神・淡路大震災10周年追悼式典御出席の後、ひょうごボランティアプラザを御視察され、所長からプラザ概要及び災害救援ボランティアの状況を御聴取されたほか、NPO関係者のご懇談されました。

